



県章

山形県公報

平成25年10月18日（金）

第2488号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

○県議会定例会の閉会	（財 政 課）	…1116
○山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程	（子育て支援課）	… 同
○予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所	（健康福祉企画課）	… 同
○予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった旨の告示	（ 同 ）	…1118
○予防接種の実施に関し協力して予防接種を行う医師についての変更	（ 同 ）	…1121
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止	（最上総合支庁地域保健福祉課）	…1122
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止	（ 同 ）	… 同
○種畜証明書の交付	（畜 産 課）	… 同
○道路の区域の変更	（最上総合支庁建設総務課）	… 同
○県道の供用の開始	（ 同 ）	…1123
○公共測量の実施の通知	（用 地 課）	… 同
○同	（ 同 ）	… 同
○土砂災害警戒区域の指定	（砂防・災害対策課）	… 同
○同	（ 同 ）	…1124
○同	（ 同 ）	…1125
○同	（ 同 ）	… 同
○同	（ 同 ）	… 同
○同	（ 同 ）	…1126
○同	（ 同 ）	…1127
○同	（ 同 ）	…1128
○土砂災害特別警戒区域の指定	（ 同 ）	…1132
○同	（ 同 ）	… 同
○同	（ 同 ）	…1133
○同	（ 同 ）	… 同
○同	（ 同 ）	… 同
○同	（ 同 ）	…1134
○同	（ 同 ）	…1135
○道路の位置の指定	（村山総合支庁建築課）	…1137
○道路の位置の指定の廃止	（置賜総合支庁建築課）	…1138

選挙管理委員会関係

告 示

○山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程	… 同
○政治団体の設立	… 同
○政治団体の届出事項の異動	…1139
○政治団体の解散	…1141
○資金管理団体の指定	… 同
○資金管理団体の届出事項の異動	…1142

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（庄内総合支庁総務課）… 同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・まちづくり振興課）…1143
- 大規模小売店舗の廃止の届出……………（ 同 ）…1144
- 一般競争入札の公告……………（教 育 庁）… 同

告 示

山形県告示第928号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成25年9月18日招集した山形県議会定例会は、同年10月8日閉会した。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県告示第929号

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程の一部を改正する規程

山形県保育所整備資金利子補助金交付規程（昭和53年10月県告示第1855号）の一部を次のように改正する。
第2条中「年0.40パーセント」を「年0.35パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成25年9月11日から適用する。
- 2 平成25年9月11日前に借り入れられた借入金に係る利子補助金の額の算定の際融資残高に乗ずる割合については、なお従前の例による。

山形県告示第930号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条及び第6条の規定による予防接種を行う医師及び予防接種を行う主たる場所は、次のとおりである。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
佐 藤 寛 記	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
鈴 木 大	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
伊 藤 吏	山 形 市 立 病 院 済 生 館	山形市七日町一丁目3番26号
磯 部 秀 樹	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
内 海 秀 明	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
加 藤 義 洋	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号

菊 地 善 彰	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
櫻 田 香	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
菅 原 裕 史	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
竹 村 直	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
外 田 慎	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
豊 野 修 二	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
布 施 明	山 形 済 生 病 院	山形市沖町79番1号
國 廣 華 奈	篠 田 総 合 病 院	山形市桜町2番68号
林 真 貴 子	篠 田 総 合 病 院	山形市桜町2番68号
稲 村 和 俊	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
佐々木 敏 樹	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
笹 治 達 郎	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
鈴 木 幸 正	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
布 川 浩 子	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
長 谷 川 七 重	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
松 田 倫 治	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
吉 村 洋 三	東 北 中 央 病 院	山形市和合町三丁目2番5号
衛 藤 純	山 形 厚 生 病 院	山形市大字菅沢鬼越255番地
後 藤 剛	山 形 さ く ら 町 病 院	山形市桜町2番75号
池 田 武 司	横 山 病 院	山形市十日町3-6-48
小 宮 雄 一	横 山 病 院	山形市十日町3-6-48
横 山 幸 生	横 山 病 院	山形市十日町3-6-48
西 田 隼 人	矢 吹 嶋 ク リ ニ ッ ク	山形市嶋北4-5-5
青 木 倉 揚	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号

安 孫 子 雅 之	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
高 橋 信 也	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
荻 野 大 助	天 童 市 民 病 院	天童市駅西五丁目2番1号
軽 部 宏 紀	か る べ ク リ ニ ッ ク	村山市榎岡新町四丁目9番6号
渡 邊 祐 介	朝 日 町 立 病 院	西村山郡朝日町大字宮宿843
高 橋 利 幸	町 立 金 山 診 療 所	最上郡金山町大字金山548-2
金 田 卓 也	大 蔵 村 診 療 所	最上郡大蔵村大字清水2325番の3
今 野 拓	み どり ま ち ク リ ニ ッ ク	鶴岡市みどり町29-22
佐 藤 紘 一	鶴 岡 市 立 荘 内 病 院	鶴岡市泉町4-20
佐 藤 聖 子	鶴 岡 市 立 荘 内 病 院	鶴岡市泉町4-20
堀 口 祥	鶴 岡 市 立 荘 内 病 院	鶴岡市泉町4-20
真 島 英 太	阿 部 医 院	鶴岡市湯温海甲122-1
今 泉 和 臣	今 泉 ク リ ニ ッ ク	酒田市若浜町5-29
川 崎 基	日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30
川 崎 直 未	日 本 海 総 合 病 院	酒田市あきほ町30

山形県告示第931号

次の医師は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定による予防接種の実施に関し協力する医師でなくなった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
小 田 隆 晴	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
小 野 頼 母	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
木 越 隆 晶	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地
阿 部 靖 弘	山 形 県 立 中 央 病 院	山形市大字青柳1800番地

新井法子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
石井範洋	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
稲毛雄一	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
遠藤祐子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
小野洋也	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
川村一郎	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
菊地晃一	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
菊地順裕	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
後藤佐和子	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
後藤正幸	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
齋藤可奈	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
齋藤彰治	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
佐藤瑞樹	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
神宮字伸哉	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
鈴木昌幸	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
田中英智	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
津久井秀則	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
仁科武人	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
橋本直士	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
松村宣寿	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山内毅	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
山本久仁治	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地
天谷達夫	篠田総合病院	山形市桜町2番68号
齋藤佑規	篠田総合病院	山形市桜町2番68号

赤塚和彦	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
安達裕一	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
浅沼拓	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
五十嵐美晴	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
猪苗代敬	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
金子尚仁	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
櫻井清陽	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
堀越章	東北中央病院	山形市和合町三丁目2番5号
武田憲夫	至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号
三宅公人	至誠堂総合病院	山形市桜町7番44号
阿部正幸	二本松会山形さくら町病院	山形市桜町2番75号
伊藤純一	山形厚生病院	山形市大字菅沢鬼越255番地
長谷川寛真	山形厚生病院	山形市大字菅沢鬼越255番地
富樫素子	山形厚生病院	山形市大字菅沢鬼越255番地
高橋光	高橋こう美奈子内科クリニック	村山市楯岡新町四丁目9番6号
高橋美奈子	高橋こう美奈子内科クリニック	村山市楯岡新町四丁目9番6号
東澤俊彦	朝日町立病院	西村山郡朝日町大字宮宿843番地
金田卓也	町立金山診療所	最上郡金山町大字金山548-2
石山廣志朗	大蔵村診療所	最上郡大蔵村大字清水2325番地の3
櫻井信清	みすみ小児科	酒田市砂越字楯之内44-1
菊池章	菊池医院	酒田市東泉町2-9-47
杉山誠	飛島診療所	酒田市飛島字勝浦甲66
石田正夫	松山診療所	酒田市字西田8-1

山形県告示第932号

予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により予防接種を行う医師について、次のとおり予防接種を行う主たる場所の変更があった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

医 師 氏 名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所		変 更 年 月 日
	変 更 前	変 更 後	
今 野 昭 宏	山形市大字青柳1800番地 県立中央病院 山形市銅町二丁目6番6号 こんの小児科クリニック	山形市銅町二丁目6番6号 こんの小児科クリニック	平成25. 8. 5
松 永 明	山形市七日町一丁目3番26号 山形市立病院済生館 山形市西田二丁目2番10号 まつながキッズクリニック	山形市西田二丁目2番10号 まつながキッズクリニック	同
金 谷 透	山形市和合町三丁目2番5号 東北中央病院 山形市東原町四丁目16番25号 金谷医院	山形市東原町四丁目16番25号 金谷医院	同
阿 部 暁 子	山形市桜町2番68号 篠田総合病院	山形市七日町一丁目3番26号 山形市立病院済生館	同
鈴 木 康 之	山形市大字青柳1800番地 県立中央病院	山形市大字青柳1800番地 県立中央病院 山形市桜町四丁目6番16号 鈴木クリニック	同
笠 島 和 子	山形市美畑町12番28号 笠島耳鼻咽喉科医院	山形市美畑町12番12号 美畑町耳鼻咽喉科クリニック	同
伊 藤 稔	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院	山形市本町一丁目6番17号 矢吹病院 山形市嶋北四丁目5番5号 矢吹嶋クリニック	同
安 達 雅 史	山形市南四番町3番6号 山形泌尿器科クリニック	山形市南四番町3番6号 山形クリニック	同
富 樫 厚 仁	山形市桜町7番44号 至誠堂総合病院 山形市富神前48番5号 至誠堂とかみクリニック	山形市桜町7番44号 至誠堂総合病院 山形市富神前48番5号 至誠堂とかみクリニック 山形市旅籠町一丁目7番23号 わかばクリニック	同
伊 藤 英 三	山形市桜町7番44号 至誠堂総合病院 山形市富神前48番5号 至誠堂とかみクリニック	山形市桜町7番44号 至誠堂総合病院 山形市富神前48番5号 至誠堂とかみクリニック 山形市旅籠町一丁目7番23号 わかばクリニック	同

山形県告示第933号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ケアサービス東北	神室ふくすけの家 最上郡金山町大字金山274番地1	通 所 介 護	平成25. 10. 31

山形県告示第934号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社ケアサービス東北	神室ふくすけの家 最上郡金山町大字金山274番地1	介護予防通所介護	平成25. 10. 31

山形県告示第935号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11380809306	牛	黒毛和種	武 久	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803915	牛	黒毛和種	安 平 竹	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場
10840803557	牛	黒毛和種	安 平 久	新庄市大字鳥越 字一本松1076	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第936号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 平田鮭川線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡鮭川村大字佐渡字本田1351番 6 から 同 字松沢川原3067番まで	旧	27.5 メートル } 10.0	226 メートル
同 上	新	29.0 メートル } 7.5	同 上

山形県告示第937号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成25年10月18日から同月31日まで縦覧に供する。
 平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 平田鮭川線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字佐渡字本田1351番 6 から
同 字松沢川原3067番まで
- 3 供用開始の期日 平成25年10月18日

山形県告示第938号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、道路管理者山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
尾花沢市大字母袋地域
- 2 公共測量を実施する期間
平成25年10月2日から平成26年1月31日まで
- 3 作業の種類
2級基準点測量、3級水準測量

山形県告示第939号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町大字今市地域
- 2 公共測量を実施する期間
平成25年10月7日から同年11月30日まで
- 3 作業の種類
公共測量（2級基準点測量）

山形県告示第940号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
 平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
不動沢－1	別紙図面のとおり	土石流
不動沢－2	別紙図面のとおり	土石流
ウルシ沢	別紙図面のとおり	土石流
小泉沢	別紙図面のとおり	土石流
土内1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
土内2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
土内3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

山形県告示第941号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上沢	別紙図面のとおり	土石流
小清水沢	別紙図面のとおり	土石流
明堂沢	別紙図面のとおり	土石流
栃木沢1	別紙図面のとおり	土石流
栃木沢2	別紙図面のとおり	土石流
下向沢	別紙図面のとおり	土石流
入有屋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
入有屋2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地境	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第942号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺の沢 2	別紙図面のとおり	土石流
富沢	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
細の原 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第943号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高倉山	別紙図面のとおり	地すべり
木友 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木友 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木友 2 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木友 2 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木友 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木友 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第944号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
最上宮沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
最上宮沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
最上宮沢 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 1 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 1 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
野崎 1 - 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
蓮花城	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
木ノ下	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第945号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小滝 - 1	別紙図面のとおり	地すべり
小滝 - 2	別紙図面のとおり	地すべり
小滝 - 3	別紙図面のとおり	地すべり
小滝 - 4	別紙図面のとおり	地すべり
小滝 - 5	別紙図面のとおり	地すべり
小滝 - 6	別紙図面のとおり	地すべり

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに大蔵村役場において縦覧に供する。

山形県告示第946号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船沢	別紙図面のとおり	土石流
与吾屋敷の沢－1	別紙図面のとおり	土石流
平根－3	別紙図面のとおり	地すべり
平根－4	別紙図面のとおり	地すべり
平根－5	別紙図面のとおり	地すべり
平根－6	別紙図面のとおり	地すべり
平根－7	別紙図面のとおり	地すべり
平根－10	別紙図面のとおり	地すべり
平根－11	別紙図面のとおり	地すべり
平根－14	別紙図面のとおり	地すべり
平根－15	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢－1	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢－2	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢－3	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢－4	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢－5	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢2－1	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢2－2	別紙図面のとおり	地すべり
濁沢2－3	別紙図面のとおり	地すべり
片倉－1	別紙図面のとおり	地すべり
片倉－2	別紙図面のとおり	地すべり

片倉－3	別紙図面のとおり	地すべり
片倉－4	別紙図面のとおり	地すべり
与吾屋敷－1	別紙図面のとおり	地すべり
平根	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
片倉2－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢4－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
濁沢4－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第947号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害警戒区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関根	別紙図面のとおり	土石流
堂の入沢	別紙図面のとおり	土石流
東目橋下	別紙図面のとおり	土石流
関根橋下	別紙図面のとおり	土石流
河内沢川1	別紙図面のとおり	土石流
坂野下1	別紙図面のとおり	土石流

坂野下 2	別紙図面のとおり	土石流
六郎沢	別紙図面のとおり	土石流
坂野下 3	別紙図面のとおり	土石流
越戸沢	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前 1	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前 2	別紙図面のとおり	土石流
地所川	別紙図面のとおり	土石流
大沢	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前 3	別紙図面のとおり	土石流
黒森沢	別紙図面のとおり	土石流
森片	別紙図面のとおり	土石流
清水端	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ本	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ腰	別紙図面のとおり	土石流
黒岩沢	別紙図面のとおり	土石流
エイセキ沢	別紙図面のとおり	土石流
田塗沢	別紙図面のとおり	土石流
エダノ沢	別紙図面のとおり	土石流
トカタ山沢	別紙図面のとおり	土石流
たにがかり	別紙図面のとおり	土石流
西山ー 1	別紙図面のとおり	地すべり
坂野下 4	別紙図面のとおり	地すべり
坂野下 5	別紙図面のとおり	地すべり
鬼坂峠 1	別紙図面のとおり	地すべり

鬼坂峠 2	別紙図面のとおり	地すべり
鬼坂峠 4	別紙図面のとおり	地すべり
橋下 2 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
橋下 2 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関根 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関根 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
堂野入	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂野下 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂野下 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
少連寺 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
少連寺 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 3 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 3 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 4 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢 4 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
桃木沢 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢田 - 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢田 - 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
桃木沢 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森片 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森片 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

森片 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水端－ 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水端－ 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水端－ 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本 3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本 4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元 2－ 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元 2－ 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際－ 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際－ 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
二才山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中川代－ 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中川代－ 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上川代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野－ 1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上野－ 2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
堰東	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
三栗屋梵字川	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森ノ腰	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第948号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
ウルシ沢	別紙図面のとおり	土石流
小泉沢	別紙図面のとおり	土石流
土内1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
土内2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
土内3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに新庄市役所において縦覧に供する。

山形県告示第949号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小清水沢	別紙図面のとおり	土石流
明堂沢	別紙図面のとおり	土石流
栃木沢1	別紙図面のとおり	土石流
栃木沢2	別紙図面のとおり	土石流
下向沢	別紙図面のとおり	土石流
入有屋	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
入有屋2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
下向	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
地境	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに金山町役場において縦覧に供する。

山形県告示第950号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
寺の沢2	別紙図面のとおりに	土石流
富沢	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
細の原2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに最上町役場において縦覧に供する。

山形県告示第951号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
木友1-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
木友1-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
木友2-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
木友2-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
木友3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
木友4	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに舟形町役場において縦覧に供する。

山形県告示第952号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
最上宮沢1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
最上宮沢2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
最上宮沢3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
野崎2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
野崎3	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
野崎1-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
蓮花城	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに真室川町役場において縦覧に供する。

山形県告示第953号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
船沢	別紙図面のとおりに	土石流
与吾屋敷の沢-1	別紙図面のとおりに	土石流
平根	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
片倉	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
片倉2-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
片倉2-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
濁沢-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
濁沢-2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
濁沢2	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊
濁沢4-1	別紙図面のとおりに	急傾斜地の崩壊

濁沢4-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
-------	----------	---------

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び最上総合支庁建設部河川砂防課並びに戸沢村役場において縦覧に供する。

山形県告示第954号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

土砂災害特別警戒区域の名称	指定の区域及び法第8条第2項に規定する政令で定める事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
関根	別紙図面のとおり	土石流
関根橋下	別紙図面のとおり	土石流
河内沢川1	別紙図面のとおり	土石流
坂野下1	別紙図面のとおり	土石流
坂野下2	別紙図面のとおり	土石流
坂野下3	別紙図面のとおり	土石流
越戸沢	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前1	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前2	別紙図面のとおり	土石流
地所川	別紙図面のとおり	土石流
大沢	別紙図面のとおり	土石流
家ノ前3	別紙図面のとおり	土石流
黒森沢	別紙図面のとおり	土石流
清水端	別紙図面のとおり	土石流
宮ノ本	別紙図面のとおり	土石流
田塗沢	別紙図面のとおり	土石流
エダノ沢	別紙図面のとおり	土石流

たにがかり	別紙図面のとおり	土石流
橋下2-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
橋下2-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関根-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
関根-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
堂野入	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂野下1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
坂野下2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
少連寺-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
少連寺-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢3-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢3-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢4-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢4-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
桃木沢2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢田-1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
大沢田-2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
桃木沢1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森片3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森片2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
森片1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

清水端－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水端－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
清水端－3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本3	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本4	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ本2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元2－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
内田元2－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
家際2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
二才山	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中川代－1	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
中川代－2	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊
上川代	別紙図面のとおり	急傾斜地の崩壊

なお、「別紙図面」は省略し、県土整備部砂防・災害対策課及び庄内総合支庁建設部河川砂防課並びに鶴岡市役所において縦覧に供する。

山形県告示第955号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び寒河江市役所において縦覧に供する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有地第143号
- 2 指定の場所 寒河江市大字西根字石川東42番1の一部、55番1の一部
- 3 道路の現況 幅員 5.85メートルから6.00メートル
延長85.74メートル
- 4 指定年月日 平成25年10月8日

山形県告示第956号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり廃止した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び南陽市役所において縦覧に供する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 廃止に係る指定の番号 私有置建第278号
- 2 廃止に係る指定の場所 南陽市柵塚字李ノ木1624番12、1624番13、1624番25、1625番5、1626番6、1625番5先水路、1625番5先堤
- 3 廃止年月日 平成25年10月7日

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第60号

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成25年10月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

山形県公職選挙運動規程の一部を改正する規程

山形県公職選挙運動規程（昭和44年12月県選挙管理委員会告示第22号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項中「第8条（録音及び録画の方法等）第6項」を「第8条（録音及び録画の方法等）第7項」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成25年10月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 1 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
元気な街を創る市民の会	志 布 隆 夫	宮 本 正 樹	村山市楯岡十日町7番15号	平成 25. 7. 12
佐藤伸二後援会	齋 藤 正	佐 藤 均	酒田市中牧田字前田47	同 8. 12
石井きよのり後援会	加 藤 欣 也	星 野 綱 樹	鶴岡市羽黒町手向字聖山212-1	同
まき秀樹後援会	牧 秀 樹	牧 眞喜子	酒田市若竹町1丁目13番24号	同 8. 22
さいとう直後援会	齋 藤 直	齋 藤 明 美	酒田市緑ヶ丘1丁目11番9号	同 8. 26
佐藤ひさき後援会	大 戸 徹 志	山 本 正 一	鶴岡市中清水丁280番地	同 9. 2
五十嵐えいじ後援会	佐 藤 助 弘	富 樫 満 成	酒田市黒森甲1	同 9. 4

五 英 会	五十嵐 英 治	富 樫 満 成	酒田市黒森甲 1	同
今野美奈子後援会	志 田 伊津子	鈴 木 光 市	鶴岡市みどり町 3-17	同 9. 5
尾形まさひこ後援会	秋 野 友 樹	尾 形 綾 子	鶴岡市加茂字清水平281	同 9. 19
すがわら一浩後援会	清 野 肇	菅 原 直 子	鶴岡市本町二丁目 4 番 8 号	同 9. 24

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	届出年月日
若 鮎 会	角 田 鮎 子	角 田 賢 明	鶴岡市大東町17番23号	衆議院議員	平成 25. 9. 10

3 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名	公職の種類	届出年月日
加藤鮎子後援会	池 田 徳 博	角 田 賢 明	鶴岡市大東町17番23号	角 田 鮎 子	衆議院議員	平成 25. 7. 3
若 鮎 会	角 田 鮎 子	角 田 賢 明	鶴岡市大東町17番23号	角 田 鮎 子	衆議院議員	同 9. 10

山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年10月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
		新	旧	
自由民主党山形県バス支部	代表者の氏名	伊 藤 一 郎	高 橋 正 正	平成 25. 7. 19
自由民主党遊佐町支部	主たる事務所の所在地	飽海郡遊佐町豊岡字水上4番地	飽海郡遊佐町菅里字十里塚74番地	同 7. 25
	代表者の氏名	高 橋 冠 治	三 浦 正 良	
	会計責任者の氏名	阿 部 満 吉	佐 藤 智 則	
自由民主党酒田支部	代表者の氏名	市 村 浩 一	菅 井 儀 一	同 7. 29
	会計責任者の氏名	梶 原 宗 明	阿 部 ひとみ	

自由民主党朝日町支部	会計責任者の氏名	柴 田 喜 久 雄	長 岡 啓 治	同 7.30
自由民主党新庄市支部	主たる事務所の所在地	新庄市本町6-17	新庄市若葉町9-11	同 8.6
自由民主党山形県参議院選挙区第一支部	主たる事務所の所在地	山形市鉄砲町2丁目17番48号	山形市表蔵王79-1	同
	会計責任者の氏名	赤 川 貴 大	佐 藤 真 彦	
民主党山形県第1区総支部	主たる事務所の所在地	山形市松山二丁目11-28 2F	山形市松見町9-8	同 9.2

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異 動 事 項	内 容		届出年月日
		新	旧	
地域振興研究会	主たる事務所の所在地	天童市小路二丁目4番34号	天童市大字長岡45番地	平成 25. 3.28
	代表者の氏名	大 高 廣 志	芦 野 政 五 郎	
	会計責任者の氏名	東 海 林 修	仲 嶋 進 一	
本間しんいち後援会	代表者の氏名	本 間 昭 一	佐 藤 啓 介	同 6.25
	会計責任者の氏名	齋 藤 透	本 間 薫	
阿部ひとみ後援会	政治団体の名称	阿部ひとみ後援会	阿部ひとみを励ます会	同 7.2
山形県石油政治連盟	主たる事務所の所在地	山形市流通センター3丁目6番地の2	山形市北町2丁目5-26	同 7.9
	代表者の氏名	島 中 昭 治	齋 藤 栄 助	
長岡啓治後援会	会計責任者の氏名	阿 部 健 一	樋 口 良 悦	同 7.30
舟山やすえを支援する会	会計責任者の氏名	石 塚 重 徳	中 大 窪 佳 子	同 8.2
みどりの風山形県支部	政治団体の区分	その他の政治団体の支部	政 党 の 支 部	同
	会計責任者の氏名	石 塚 重 徳	中 大 窪 佳 子	
高橋勝文後援会	会計責任者の氏名	高 橋 ユウ子	高 橋 善 浩	同 8.28
鹿野道彦の会	主たる事務所の所在地	山形市松山二丁目11-28 2F	山形市松見町9-8	同 9.2
21世紀政経懇話会	主たる事務所の所在地	山形市松山二丁目11-28 2F	山形市松見町9-8	同
山形県土地家屋調査士政治連盟	会計責任者の氏名	伊 藤 隆 一	今 野 繁	同
佐藤みねお後援会	代表者の氏名	佐 藤 美 喜 雄	田 村 俊 三	同 9.4

榎本政規後援会	代表者の氏名	本 城 昭 一	石 井 正 雄	同 9. 9
渋谷耕一後援会	代表者の氏名	菅 原 陽 一	五 十 嵐 繁	同 9. 18
まき秀樹後援会	会計責任者の氏名	櫻 田 裕	牧 眞 喜 子	同 9. 24
山形県民社協会北西村山支部	代表者の氏名	古 郡 勇	松 田 治 一 郎	同 9. 30
	会計責任者の氏名	飯 野 大 輔	三 宅 充	

山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。
平成25年10月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
山形県土地改良政治連盟	鈴 木 貞 悦	平成25. 6. 30
なかよしの党大野恵子後援会	大 野 恵 子	平成25. 7. 25
元気！やまがた	岡 田 久 一	平成25. 7. 31
石井きよのり後援会	加 藤 欣 也	平成25. 8. 12
山形県隊友政治連盟	結 城 豊 太 郎	平成25. 9. 3
斎藤みのる後援会	佐 藤 広 文	平成25. 9. 3

山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成25年10月18日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

届出者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
齋 藤 直	酒田市議会議員	さいとう直後援会	酒田市緑ヶ丘1丁目11番9号	齋 藤 直	平成 25. 8. 26
五十嵐 英 治	酒田市議会議員	五 英 会	酒田市黒森甲1	五十嵐 英 治	同 9. 4
角 田 鮎 子	衆議院議員	若 鮎 会	鶴岡市大東町17番23号	角 田 鮎 子	同 9. 10

山形県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成25年10月18日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		届出年月日
				新	旧	
阿部ひとみ	酒田市議会議員	阿部ひとみ後援会	政治団体の名称	阿部ひとみ後援会	阿部ひとみを励ます会	平成25. 7. 2
鹿野道彦	衆議院議員	21世紀政経懇話会	主たる事務所の所在地	山形市松山二丁目11-28 2F	山形市松見町9-8	同 9. 2

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成25年10月4日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名称
特定非営利活動法人パートナーシップオフィス
 - (2) 代表者の氏名
西村 修
 - (3) 主たる事務所の所在地
酒田市中町一丁目10番17号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、市民の自発的、主体的なNPO活動の発展を目指し、公共的な活動分野における協働を促進するとともに、それぞれの活動分野
 - ①保健、医療または福祉の増進
 - ②社会教育の推進
 - ③まちづくりの推進
 - ④文化、芸術またはスポーツの振興
 - ⑤環境の保全
 - ⑥災害救援
 - ⑦地域安全
 - ⑧人権の擁護または平和の推進
 - ⑨国際協力
 - ⑩男女共同参画社会の形成の促進
 - ⑪子どもの健全育成
 - ⑫これらの活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助に関わるセクターに共通する活動基盤の整備を図り、地域等の公共的な課題に対応し、多様で自立した社会の実現につながる活動の育成支援を行うことを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・まちづくり振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに山形市役所において平成26年2月18日まで縦覧に供する。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

NANA-BEANS

山形市七日町二丁目7番10号

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社東邦エンタープライズ	神奈川県川崎市川崎区東田町3番地1	横 田 隆 義
山形ナショナル電機株式会社	山形市平清水一丁目1番75号	清 野 伸 昭
株式会社尚美堂	山形市緑町二丁目11番18号	逸 見 啓
鈴木瑞旺	山形市七日町二丁目172番3号	
中村謙太郎	山形市南原町二丁目1番6号	

（変更後）

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社東邦エンタープライズ	神奈川県川崎市川崎区東田町3番地1	横 田 隆 義
山形パナソニック株式会社	山形市平清水一丁目1番75号	清 野 伸 昭
株式会社尚美堂	山形市緑町二丁目11番18号	逸 見 啓
鈴木瑞旺	山形市七日町二丁目172番3号	
中村謙太郎	山形市南原町二丁目1番6号	

3 変更年月日

平成20年10月1日

4 届出年月日

平成25年9月27日

5 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成26年2月18日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗内の店舗面積の合計を同法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出があった。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社東邦エンタープライズ 神奈川県川崎市川崎区東田町3番地1
代表取締役 横田隆義
山形バナソニック株式会社 山形市平清水一丁目1番75号
代表取締役 清野伸昭
株式会社尚美堂 山形市緑町二丁目11番18号
代表取締役 逸見啓
鈴木瑞旺 山形市七日町二丁目172番3号
中村謙太郎 山形市南原町二丁目1番6号
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地
NANA-BEANS
山形市七日町二丁目7番10号
- 3 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（廃止前）4,464平方メートル
（廃止後）283平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を基準面積以下とする日
平成25年10月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁入札室（2階）
 - (2) 日時 平成25年11月27日（水）午前10時30分
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 市町村立学校向け県業務システム接続用ネットワーク構築及び運用保守管理業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 契約締結の日から平成31年3月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
 - (1) から(10)までに掲げる要件を全て満たす者であること。ただし、共同企業体にあつては、(11)から(16)までに掲げる要件を全て満たす者であること。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成25年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成25年2月15日付け県公報第2419号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと。

- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度に関してJIS Q 27001（ISO/IEC27001）の基準に適合することによる認証を受けていること。
- (6) USBトークンを利用した本委託業務と同等のネットワークシステム（システムを利用するユーザー数が350以上の規模を指す）の構築及び保守に関して実務経験を有すること。
- (7) 国又は地方自治体におけるネットワークの監視業務の経験を1年以上有すること。
- (8) 国又は地方自治体におけるネットワーク機器の保守業務の経験を3年以上有すること。
- (9) ネットワークのライフサイクル（調査・企画・設計・導入・運用・廃棄等）業務に精通し、業務委託内容で示す業務と同種同様のネットワークのリソース監視サービス業務経験を有すること。
- (10) 作業従事者はネットワーク技術者を複数名の体制とすること。
- (11) 共同企業体の構成員として本件入札に参加していないこと。
- (12) 共同企業体の全ての構成員が(1)から(4)までの要件を満たしていること。
- (13) 共同企業体の構成員のうち1者以上が(5)から(10)の要件を満たしていること。
- (14) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (15) 共同企業体は、自主結成されたものであり、共同企業体協定書を締結していること。
- (16) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号 山形県教育庁総務課教職員室給与担当
電話番号 023(630)2862
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書又は競争入札参加資格審査申請書、3の(5)に係る事項を証明する書類（共同企業体にあつては、3の(14)及び(15)に係る事項を証明する書類）及び2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）を平成25年11月7日（木）午後4時まで山形県教育庁総務課教職員室給与担当に提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。

- (3) この入札は、山形県低入札価格調査制度実施要綱の規定による低入札価格調査制度を適用する。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定め並びに再委託の禁止に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約については、県の都合により、調達手続の停止等があり得る。
- (6) この入札に係る契約期間において、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合又は変更されることとなった場合は、契約金額の変更に係る協議を行う場合がある。
- (7) 詳細については、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required: Construction and operation of infrastructure for Prefectural Business System Connection Network for Municipal school: 1set
- (2) Time-limit for tender: 10:30 A.M. November 27, 2013
- (3) Contact point for the notice: Allowance Control Section, General Affairs Division, Education Department, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023-630-2862